

## ( 6 ) 南関東地域直下の地震対策に関する大綱 ( 抜粋 )

### 第 3 章 地震危険性の特に高い地域の対策

#### 5 高層ビル、地下街、ターミナル駅等

高層ビル、地下街、ターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等においては地震時における安全性の確保の重要性にかんがみ、これらの施設における安全確保対策及び震災時の応急体制の整備を図るものとする。

そのため、防災関係機関は、国の防火管理体制指導指針や消防計画に基づいた出火防止、初期消火及び混乱防止に重点を置いた防火管理体制の充実強化を図るよう、予防査察を徹底し施設管理者等に対し指導を行う。

また、震災時の当該施設内外における混乱を防止し、的確な避難誘導を図るため、  
イ 各種通信手段・システムの活用等による迅速かつ的確な情報収集体制、及びガイドラインに基づき施設内の顧客等に対する的確な行動を呼び掛ける情報伝達体制を確保する。

ロ 高層ビル街における地区単位の避難誘導體制の整備や複数の施設管理者が存在するターミナル等における応急活動の連携を図る。

ハ 施設従業員の教育・訓練については、トップから現場の従業員に徹底するよう、当該施設の管理者等に対し指導する。

ニ 平常時からの施設利用者に対する各種安全対策や震災時にとるべき行動について効果的な広報を行う。

ホ これらの対策の基礎として、平常時からの当該施設の管理実態の継続的な把握に努めるとともに、個々の施設において消防計画等に基づく通報連絡・避難誘導體制等の一層の整備を図るよう、当該施設の管理者等に対し指導する。

等を一層推進していく。

さらに、必要に応じ高層建築物等の屋上にヘリコプターの臨時離発着場の整備を図り、建築物に閉じ込められた者を空中からも救出できるような備えを行っておく。

今後とも、都市における空間利用の高度化や現在検討の進んでいる大深度地下利用の進展が見込まれるが、その利用の実用化に当たっては必要な地震防災上の検討を行い、住民等の安全・安心の確保に努めるものとする。

### 第 4 章 総合的な災害対応能力の向上

#### 5 企業防災の促進

南関東地域には、金融、情報等のサービス産業を中心に多くの企業が集積し、高度な経済活動を展開しており、日本経済のみならず世界経済全体において大きな役割を果たしている。このため、各企業は、震災時における従業員及び顧客の安全を確保するために所要の対策を講じるとともに、企業の社会的責任を自覚し、震災時の業務機能全般の維持・復旧体制を確立して企業活動の維持を図ることが求められている。さらに、自らが立地する地域の防災活動の強化に対しても積極的な貢献が期待されてい

る。各企業はこれらのことを十分認識し、対策を推進していく必要がある。

- (1) 企業は、震災時における従業員及び顧客の安全を確保し、業務機能全般の維持・復旧体制の整備を図るため、施設の耐震化、備品や機器の転倒・落下防止対策、物資・資機材等の備蓄、震災時の連絡手段の確保、参集体制の整備等を行い、それらを明らかにした防災計画・マニュアルの作成に努める必要がある。特に、高層ビル、地下街、ターミナル駅等不特定多数の者が出入りする施設等においては、上記の対策が重要である。
- (2) また、阪神・淡路大震災における事例等に倣い、企業は自ら立地する地域の防災活動に対しても、救助・救命活動、資機材の提供、オープンスペースの開放を始めとして、人員・施設設備・土地等自らの資産を活かし、積極的な寄与を行うことが求められているため、各企業においては、このような期待にも応え得るような防災体制を確立することが必要である。
- (3) このような企業の防災対策を推進するため、国、関係地方公共団体は、企業、事業所等が講ずべき措置の広報、優れた工夫例等の収集・紹介等適切な情報提供に努めるとともに、行政と経済団体との連携を強化し、企業のトップから一般従業員に至る防災意識の高揚を図るものとする。また、企業の顧客安全対策については、各企業の責務であるとともに、国や関係地方公共団体にとっても、応急対策を講ずる上で重要な課題と考えられることから、今後とも、行政、民間が一体となって検討を進めていく必要がある。

## 第5章 南関東地域に集積する特殊な機能に対する配慮

### 3 帰宅困難者対策

- (1) 南関東地域で大規模地震が発生した場合、通勤、通学、出張、買物、旅行等の理由で、自力で帰宅することが極めて困難になるような人々が多数発生することが想定される。
- (2) このような帰宅困難者に対する対応は、情報の提供や家族等との安否確認に対する支援、避難場所の提供や応急収容、代替交通の確保も含めた帰宅支援というように多岐にわたるものである。これらについては、基本的には関係する機関との連携により地方公共団体が行うものであるが、被災状況に応じて、国も積極的な支援を行うものとする。また、通勤、通学者の場合には企業や学校としての対応、買物客等については店舗等との連携における対応が重要である。さらに、大規模地震発生時に帰宅困難者になる可能性がある通勤、通学者については平常時からの一人ひとりの備えも重要である。
- (3) 帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対して必要な情報を提供するための体制を検討し、構築しておく必要がある。このため、一時避難場所等に関する情報、鉄道等の交通の運行や復旧状況等の帰宅手段に関

する情報、地域ごとの被害状況など帰宅困難者の家族の安否等に関する情報等について、関係者の連携により検討を進めていくものとする。また、通信手段の輻輳が想定される中で、自宅にいる家族等の不安を解消するための方策を推進する。

- (4) 情報の提供に当たっては、マスコミ等の協力が不可欠であり、帰宅困難者の安否情報に関し、学校、企業等の単位で情報発信するメディアを決めておくというような方策について、さらに検討を進めるものとする。また、電光掲示板を所有する企業との連携等の方策についても検討を進めていく。
- (5) 避難場所の提供等に当たっては、地方公共団体は、帰宅困難者の発生についても考慮しておくものとする。また、帰宅困難者が徒歩等で帰宅することが可能であるような場合には、関係地方公共団体は互いに密接な連携を図りながら、帰宅困難者を支援する必要がある、このような場合を想定し広域的な検討を進めておくものとする。さらに、帰宅困難な状態が長期間にわたるような場合には、バスなどの代替交通の確保も検討する必要がある、関係地方公共団体は、国、関係事業者等と連携して検討を進めておくものとする。
- (6) 広域的な通勤者、通学者を抱えている企業、学校等においては、大規模地震発生時に備え、帰宅困難者のための食料等の備蓄や仮眠等のための設備を整備しておくことが必要である。また、通勤者、通学者一人ひとりにおいても、徒歩による帰宅ルートを平常時に確認しておいたり、通信手段が輻輳した場合の安否の確認手段を家族と申し合わせておくなどの備えを講じておくものとする。